

理由

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、工場におけるエネルギー使用量の算定方法、特定輸送事業者及び特定荷主の指定の要件、特定建築物に係る届出等を行う修繕又は模様替の規模等を定めるとともに、エネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な機器として電子レンジ等を追加する必要があるからである。